

千葉県里親への委託前養育等支援事業補助金交付要綱

令和3年3月25日制定（児第2861号）

令和4年1月21日一部改正（児第2231号）

令和4年12月8日一部改正（児第1911号）

令和6年6月13日一部改正（児第803号）

（趣旨）

第1条 里親委託のための調整期間等における里親の経済的負担を軽減することで、こどもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備するとともに、里親及び里親希望者（以下「里親等」という。）の各種研修への受講を支援することで、更なる里親委託の推進を図ることを目的として、里親等が委託前に行う交流及び研修受講に係る経費に対し、予算の範囲内において「千葉県補助金等交付規則」（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（対象事業）

第2条 補助の対象となる事業は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。

（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2） 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第3条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者とする。

(補助額の算定方法)

第4条 補助の対象となる経費は、別表2の第2欄の項に掲げる経費とする。

2 補助基準額は、第3欄に掲げる額とする。

3 補助額は、第4欄に掲げる額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添付し知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、規則第4条の規定により、提出された申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定の上通知する。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による事業の実績報告は、規則第3条の交付の申請をもってこれを行ったものとみなす。

(額の確定)

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定及びその通知は、規則第4条及び第6条の規定による補助金の交付決定及びその通知をもってこれを行ったものとみなす。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、別に定める期日までに請求書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(届出事項)

第10条 里親等は、次の各号のいずれかの一に該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 対象者の氏名又は住所が変更したとき。
- (2) その他知事が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

1 対象事業	2 対象者
<p>1 生活費等支援事業</p> <p>里親委託前の調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整を行うこと。</p>	<p>里親</p>
<p>2 研修受講支援事業</p> <p>以下の研修を受講すること。</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の34に定める養育里親研修</p> <p>(2) 施行規則第1条の37第2号に定める専門里親研修</p> <p>(3) 施行規則第1条の38に定める養子縁組里親研修</p> <p>(4) 施行規則第36条の46第2項に定める養育里親更新研修（専門里親に係るものを含む。）</p> <p>(5) 施行規則第36条の46第4項に定める養子縁組里親更新研修</p> <p>(6) その他知事が里親等の養育の質の向上を図るものとして適当と認める研修</p>	<p>里親</p> <p>里親希望者</p>

別表 2

1 対象事業	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助額	5 補助率
1 生活費等 支援事業	里親委託のための 調整期間における 必要な経費：旅費、 需用費（消耗品費、 燃料費、食糧費、 光熱水費）、役務 費（通信運搬費）	1人当たり日額 5,300 円	次により算出 された額の合 計額 (1) 交通費 1日当たり 3,490 円を上 限として、実 費を合算し た額 (2) 生活費 1日当たり 1,810 円 ただし、施 設等に戻る 日は含まな い	10 / 10
2 研修受講 支援事業	研修受講に要する 旅費、需用費（燃 料費）、テキスト代 及び考査代	(1) 研修受講旅費 ①県内で行われる場合： 1件当たり日額 3,490 円 ②県外で行われる場合 ア. 宿泊を伴わない場合： 1件当たり 25,540 円 イ. 宿泊を伴う場合 (1泊2日の場合)：1件 当たり 33,790 円 (2泊3日の場合)：1件 当たり 42,040 円 (上記以外の場合)：1件 当たり 50,290 円	各補助基準額 を上限とした 実費の合計額	10 / 10

		(2) テキスト費用: 1 研修当たり 20,000 円 (3) 考査代: 1 研修当たり 9,000 円		
--	--	--	--	--